

高齢者の同居家族の変容と貧困率の将来見通し

—結婚・離婚行動変化の影響評価—

稲垣誠一

(一橋大学経済研究所)

2013年2月

要旨

公的年金制度をはじめとするわが国の社会保障制度は、ほとんどの男女が結婚し、離婚はまれであり、夫は正社員、妻は専業主婦という家族をモデルとし、そのようなモデルに対してうまく機能するように設計されている。しかしながら、1970年代後半以降、生涯未婚率の上昇や離婚率の上昇など、大きなライフスタイルの変化によって、このような家族モデルは崩壊しつつある。ところが、このような変化は、当時の若い世代に対して起きたものであり、現時点の高齢者には、まだその変化が及んでいない。そのため、足元では、現行の公的年金制度は非常にうまく機能しており、高齢者の貧困率もそれほど高くないため、問題意識が十分に形成されていない。公的年金制度への関心は高いが、超高齢社会における制度の持続可能性の論点为中心であり、家族モデルの変容への対応あるいは十分性に関する議論は深まっていない。本稿では、ダイナミック・マイクロシミュレーションモデル INAHSIM を用いて、高齢者の貧困率の将来見通しを示すとともに、結婚・離婚行動の変化が、将来の高齢者の貧困率の上昇にどの程度寄与したのかを定量的に評価する。その結果、家族モデルの変容は、高齢女性の貧困率には大きな影響を及ぼすが、高齢男性にはほとんど影響しないことが明らかとなった。

1. はじめに

わが国では、少子高齢化が急速に進行しており、人口減少社会の中での超高齢社会の到来が予測されている。国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」（金子他 2012）によると、2060 年までの 50 年間に、総人口は 1 億 2806 万人から 8674 万人まで 32.3% 減少、高齢化率¹は、23.0%から 39.9%へと 16.9 ポイント上昇すると予測されている。すでに、2005 年には世界で最も高齢化率の高い国となっており、数少ない人口減少国の一つでもある。

国民皆保険・皆年金は、多くの人々が有り難みを実感している社会保障制度であるが、こうした人口予測の下では、社会保障制度の持続可能性について大きな懸念が存在している。2012 年末には、社会保障制度改革国民会議が設置され、将来世代に確実に引き継いでいくための社会保障制度改革について、議論が開始されたところである。世代間公平の確保や持続可能性の観点から、従来聖域とされていた社会弱者への給付も含めて、社会保障給付等の削減が真剣に検討されている。一方、子育てへの支援を求める若い父母や働くことに不安を訴える若者、今後の年金や医療・介護給付などへの心配など、社会保障給付の十分性を懸念する意見も多い。

社会保障制度の持続可能性と十分性は、コインの表裏の関係にあり、両立することは容易ではない。十分な給付を行うためには負担を増やす必要があり、一方、負担が増えると持続可能性に問題が生じてくる。公的年金制度では、2004 年改正においてマクロ経済スライドが導入された結果、持続可能性に対する懸念は小さくなったが、マクロ経済スライドによる実質的な給付の引下げが防貧機能を損ねていないかの検証が十分に行われているとは言い難い。年金水準の十分性の指標として用いられる所得代替率は、現役世代の平均的な手取り賃金に対する制度上の年金額水準の比であり、少なくとも半数の者はその水準を下回っている。さらに、生活扶助基準のような絶対的な貧困ラインを下回る者がどれくらい見込ま

¹ 本稿では、65 歳以上を高齢者としている。高齢化率は、高齢者人口が総人口に占める割合である。

れるかといった観点からの給付の十分性の検証も行われていない。

そこで、本稿では、同居家族の所得を考慮した上で、生活扶助基準未満の世帯の世帯員である高齢者の比率（貧困率）の将来見通しについて、ダイナミック・マイクロシミュレーションモデルであるINAHSIM²を用いて推計を行い、その上昇の要因分析を行った。第2節では、モデルの概要について述べ、第3節では、婚姻件数や離婚件数の将来見通しを示した上で、高齢者の同居家族、世帯の所得分布及び貧困率の将来見通しなど基本的なシミュレーション結果を示した。第4節では、1980年以降における結婚・離婚行動の大きな変化が、将来における高齢者の貧困率上昇の主要な要因であることを定量的に示すとともに、現行の公的年金制度の問題点を明らかにした。

2. モデルの概要

2.1. シミュレーション・サイクル

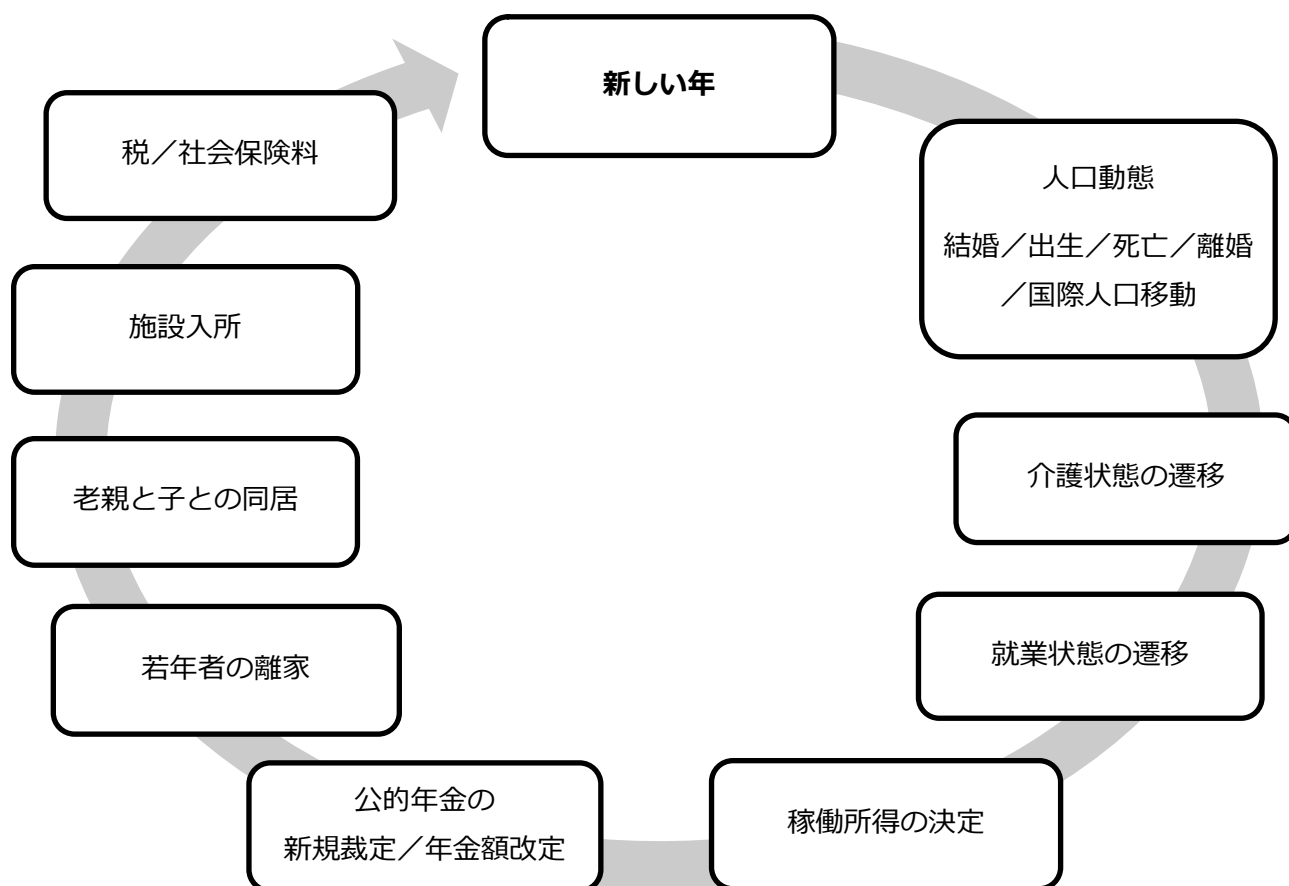
INAHSIM³は、日本社会のダイナミック・マイクロシミュレーションモデルであり、1980年代に世帯の将来推計を目的としたモデルとして初めて開発された。その後、就業状態や介護状態、所得や社会保険料などの属性が追加され、それに合わせて、さまざまなライフイベントや公的年金制度の仕組みが追加され、最新バージョンであるINAHSIM Ver3.7では、本格的な政策シミュレーションが可能となっている。このモデルのシミュレーション・サイクルは、図1に示すとおりであり、各イベントは、この順序で年1回発生するものとしている。モデルに組み込まれているライフイベントは、人口動態（結婚、出生、死亡、離婚、国際人口移動）とそれに伴う世帯移動、介護状態の遷移、就業状態の遷移、稼働所得の決定、公的年金の新規裁定・年金額改定、若年者の離家、老親と子との同居、施設入所及び税・社会保険料の算定である。各年度末の静態統計は毎年のサ

² 世帯情報解析モデル（Integrated Analytical Model for Household Simulation）

³ モデルの詳細については、稲垣（2007）、稲垣・金子（2008）、稲垣（2010）などを参照のこと

イクルの終了後に、イベントの発生等に関する動態統計は各イベントモジュール内で、その他のコーホート別の統計などはシミュレーションの終了後に集計する仕組みとなっている。

図 1 INAHSIM のシミュレーション・サイクル



2.2. 所得分布への影響が大きいライフイベント

これらのライフイベントの生起を決定する遷移確率⁴は、あらかじめ想定されたものであり、いくつかのイベントについては、想定される将来のトレンドを織り込んでいる。ベースラインとなるシナリオは、基本的に最近の行動が将来にわ

⁴ たとえば、出生率は母の年齢別・出生順位別・有配偶出生率を用いており、年齢別出生率（この要約指標は合計特殊出生率）を用いてはいない。ただし、有配偶出生率を用いていることから、婚姻率が低下すると出生率もそれに連動して低下する構造となっている。

たつて変化しないとしているが、初婚率については 2015 年までの変動を、死亡率については 2055 年までの低下を見込んでいる。付録 A と B にこれらの遷移確率を要約した。

高齢者の所得水準の推計に大きな影響を及ぼすイベントは、老親と子との同居、稼働所得の決定及び公的年金の新規裁定及び年金額改定である。

まず、高齢者と子との同居は、両親が高齢になった時に別居している子が老親と同居するというイベントである。これは、わが国における伝統的な規範である子が老親を扶養するという私的扶養の有無を決定する重要なイベントである。

第二には、稼働所得の推定である。稼働所得は、性別・年齢階級別・就業状態別に対数正規分布するものと仮定している。個々人の稼働所得は、z スコアに基づいて (1) 式によって与えられる。z スコアは、所得を得る能力を表すとみなすことができ、この値は、出生時に正規乱数に基づいてランダム⁵に決定される。初期値人口の z スコアは、性別・年齢階級・就業状態別に、2004 年の稼働所得に基づいて推定した。

$$\text{稼働所得} = \exp(\text{平均} + \text{標準偏差} \times z \text{ スコア}) \dots\dots\dots (1)$$

第三は、公的年金の新規裁定と年金額の改定である。基礎年金の支給開始年齢は 65 歳、報酬比例年金の支給開始年齢は、法令により、性別・出生年度別に定められた年齢 (60~65 歳) である。繰上げ受給や繰下げ受給は考慮していない。年金額は、個々人のパーセンタイルランクと性別・35 歳時の年金加入区分別の新規裁定年金額分布に基づいて推定される。パーセンタイルランクは z スコアと同値なものである。現行制度の下での新規裁定年金額の分布は、ねんきん定期便の加入履歴等に関するインターネット調査 (稲垣 2012a) を用いて推定した⁶。

公的年金の年金額改定システムは、

(a) 新規裁定の年金額は、賃金上昇率によって改定

⁵ 親子の z スコアの相関を想定して、両親の z スコアから子の z スコアを決定する方法もあるが、Ver3.7 ではランダムに決定している。

⁶ 新規裁定年金額の分布を外生的に与えていることから、現役時代の就業履歴が正確には反映されないことに留意が必要である。ただし、35 歳時の年金加入区分ごとの年金額分布を用いているため、限定的ではあるが、若年者の就業状態の変化が年金額に反映される。初期値データにおける就業履歴の推定方法を含め、今後の課題である。

(b) 年金受給者の年金額は、消費者物価上昇率によって改定

(c) マクロ経済スライドによる実質的な年金額の引下げ

となっており、賃金上昇率及び消費者物価上昇率並びにマクロ経済スライドによる実質的な年金額の引下げ率は、平成 21 年財政検証（厚生労働省年金局数理課 2010）における標準的経済前提と同一のものをを用いている。具体的には、消費者物価上昇率は 1.0%、賃金上昇率は 2.5%、マクロ経済スライドによる引下げ率は、毎年 1%程度で、基礎年金については 2038 年度まで、厚生年金については 2019 年度まで実施されるとしている。

2.3. 初期値人口

初期値人口は、厚生労働省が実施している国民生活基礎調査の個票データ⁷を用いて作成した。この調査は、3年に1回、大規模なサンプルで実施されている。2004年の調査では、標本数は25,091世帯、72,487人であった。この調査では、同一世帯内の親族関係⁸、各世帯員の配偶関係、就業状態、介護状態、稼働所得、年金受給額やその他の社会経済属性が調査されている。初期値人口は、一般世帯49,307世帯、世帯員数126,570人であるが、これらはこのミクロデータから、重複を許した確率比例抽出⁹によって作成している。国民生活基礎調査の調査対象となっていない施設世帯の居住者は、1,212人を別に作成し、初期値人口に加えている。最終的に、初期値人口は127,782人であり、日本の総人口の1000分の1となっている。

3. 高齢者の同居家族と貧困率の将来見通し

⁷ 本稿で用いた国民生活基礎調査の個票は、平成 24 年 11 月 2 日付厚生労働省発統 1102 第 2 号により、その利用が認められたものである。

⁸ 別世帯の世帯員との間の親族関係（親子関係）は、別居している子どもの数などの情報を用いて補完している。

⁹ 国民生活基礎調査における地域ごとの抽出率や属性ごとの回収率の違いを考慮し、性別・年齢階級別・人口や世帯主の年齢階級別・世帯人員別・世帯構造別世帯数が、2005年国勢調査結果と一致するよう、確率比例抽出を行っている。

3.1. 婚姻と離婚の将来見通し

「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」は、母親の年齢別出生率、性別年齢別死亡率及び国際人口移動について仮定を設け、将来の人口規模及び男女・年齢構成の推移について、コーホート要因法によって推計を行ったものがある。したがって、将来の婚姻件数や離婚件数については、推計が行われていない。ただし、将来の出生率を仮定する前提として、出生コーホート別の平均初婚年齢、生涯未婚率、夫婦の完結出生児数、離死別・再婚の出生率に対する効果を想定していることから、結婚や離婚に関する見通しは、出生率の仮定に暗黙のうちに含まれている。

出生中位の仮定では、女性の平均初婚年齢については、1960 年出生コーホートの 25.7 歳から、2010 年出生コーホートの 28.2 歳へと晩婚化が進行し、また、生涯未婚率については、9.4%から 20.1%へと上昇するものと見込んでいる。夫婦の完結出生児数は、1958～62 年出生コーホートの 2.07 人から、1995 年出生コーホートの 1.74 人まで低下すると見込んでいる。離死別・再婚の効果¹⁰は、離婚の増加を反映して、1960 年出生コーホートの 0.962 から 1995 年出生コーホートの 0.938 まで低下すると見込んでいる。このような結婚や出産に関する行動の変化によって、合計特殊出生率が今後上昇に転ずることはなく、2010 年の 1.39 から 2060 年には 1.35 とおおむね横ばいの状況が続くものと仮定している。

これに対して、INAHSIMでは、性別・初再婚別・年齢別・婚姻率¹¹、妻の年齢別・離婚率¹²、出生順位別・母の年齢別・有配偶出生率を仮定して、人口の将来推計を行っていることから、出生数や死亡数のほかに婚姻件数や離婚件数の将来見通しも同時に推計される。INAHSIMの推計によると、2010 年出生コーホートの平均初婚年齢は 28.1 歳、生涯未婚率は 17.9%、完結出生児数は 1.78 人、

¹⁰ 離死別・再婚効果とは、離死別や再婚による出生力の低下の度合いを示す係数である。わが国では、非嫡出子の割合が極めて低いことから、離婚が増加するとこの係数は低下する。

¹¹ 男性の就業状態が不安定な場合は、相対的に初婚率を低く見込んでいる。

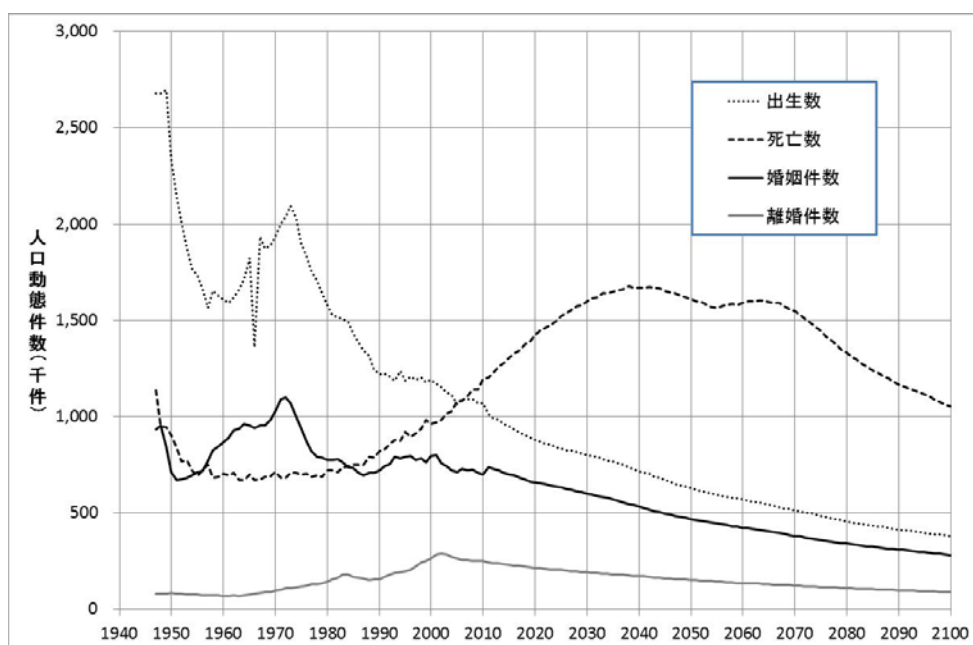
¹² 親権が必要な子どもがいる場合は、相対的に離婚率を低く見込んでいる。

2060年の合計特殊出生率は1.38であり、「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の仮定とおおむね整合的である。

図2は、出生数、死亡数、婚姻件数及び離婚件数について、1947年から2010年までの実績値と2100年までの将来見通しを示したものである。

わが国では、非嫡出子の割合が極めて低く、年齢別有配偶出生率が安定的に推移していることから、婚姻件数と出生数は一、二年のタイムラグで極めて高い相関を示している。したがって、ベビーブーム期の少し前に婚姻件数がピークを迎えている。1970年代前半の婚姻件数は100万件を超えており、この婚姻ラッシュが第2次ベビーブームを形成した。この頃は、まだ離婚件数が婚姻件数の1割程度にとどまっていたことから、婚姻件数の2倍近い出生数が記録されている。

図2 人口動態件数の推移と将来見通し



(出所) 2010年までは人口動態統計、それ以降はシミュレーション結果

1970年代後半からは、結婚適齢期の人口の減少と晩婚化の進行によって、婚姻件数は減少し、1980年後半には70万件程度とこの10年間に3割減少した。その後は、年間70万件台を維持しているが、一方、離婚が増加しているため、これらの婚姻がすべて出生につながっているわけではない。1980年の出生数は

婚姻件数の 2.04 倍であったが、2010 年は 1.53 倍と大きく低下している。これは、離婚の増加¹³と晩婚化による出生力の低下によるものと考えられる。

婚姻件数に大きな影響をもたらす初婚率は、1970 年代以降大きく変化している。20 歳代後半の女性の未婚者に対する初婚率の推移¹⁴をみると、1970 年に 25.3%であったものが、1980 年 22.1%、1990 年 16.7%、2000 年 11.8%、2005 年 9.9%と急速に低下・晩婚化が進行した。しかしながら、2010 年は 10.0%であり、2005 年以降晩婚化の進行はほぼ止まったように思われるが、低水準で推移している。なお、20 歳代前半の女性の初婚行動のトレンドも 20 歳代後半と同様である。

本シミュレーションでは、2015 年以降の初婚行動が将来にわたって変化しないと想定していることから、婚姻件数は結婚適齢期の男女のトレンドと平行に推移すると見込まれる。したがって、婚姻件数は今後徐々に減少し、2045 年には 49.7 万件と 50 万件を下回り、2100 年には 28.2 万件になると見込まれる。

離婚件数は、1970 年頃までは少なく、10 万件に満たない件数で安定的に推移していたが、その後は増加傾向が顕著になり、2000 年代前半には 30 万件近い離婚があった。その後、若干減少したが、2010 年は 25.1 万件であった。離婚件数と婚姻件数の比の推移をみると、1970 年代頃までは 10%を下回っていたが、その後この比が急速に上昇し、1982 年には 21.0%と 2 割を超え、1998 年には 31.0%と 3 割を超え、2003 年には 38.3%まで上昇した。その後若干低下したが、2010 年では 35.9%であった。

2010 年以降は、2005 年の離婚行動が将来にわたって変化しないと想定していることから、離婚件数も婚姻件数と同様に減少することになる。離婚件数は、2027 年には 19.9 万件と 20 万件を下回り、2100 年には 9.0 万件となるものと見込まれる。

このような 1970 年代後半以降における結婚や離婚に関する行動変化は、その後の家族や世帯の形成、とりわけ高齢者の配偶関係や同居家族に大きな影響を与

¹³ 人口動態統計調査（厚生労働省）によると、2010 年では、離婚の 35%は結婚後 5 年以内に発生しており、離婚の増加は出生数に大きく影響すると考えられる。

¹⁴ 2012 年版人口統計資料集（国立社会保障・人口問題研究所 2012）

えることが推測される。しかしながら、結婚・離婚行動の変化は、主として当時の若年層に対して起きた現象であることから、現時点では、高齢者に対する影響はほとんどみられず、今後徐々にその影響が表れていくものと考えられる。

表 1 は、性別・配偶関係別・高齢者の構成割合について、1970 年から 2010 年までの実績値と 2100 年までの将来見通しを示したものである。1970 年では、ほとんどの高齢者が有配偶または死別であり、未婚・離別の高齢者は、男性が 2.2%、女性が 3.0%に過ぎず、極めて例外的なものであった。2010 年においても、男性は 7.4%、女性は 8.7%であり、依然として例外的な存在である。しかしながら、今後はこの割合は急速に上昇し、2050 年には、男性が 31.3%、女性が 27.3%と、もはや例外的な存在ではなくなるものと見込まれる。

表 1 性別・配偶関係別・高齢者数の構成割合

| 年次 | 男性 | | | | 女性 | | | |
|------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| | 未婚 | 有配偶 | 死別 | 離別 | 未婚 | 有配偶 | 死別 | 離別 |
| 1970 | 0.9% | 76.0% | 21.8% | 1.3% | 1.2% | 31.4% | 65.7% | 1.8% |
| 1990 | 1.1% | 83.6% | 13.8% | 1.5% | 2.3% | 40.5% | 54.2% | 3.0% |
| 2010 | 3.7% | 81.8% | 10.8% | 3.7% | 4.0% | 49.6% | 41.7% | 4.7% |
| 2030 | 13.4% | 68.0% | 11.8% | 6.8% | 6.6% | 44.7% | 39.3% | 9.3% |
| 2050 | 23.7% | 59.0% | 9.7% | 7.6% | 15.4% | 40.3% | 32.4% | 11.9% |
| 2100 | 26.4% | 56.6% | 8.8% | 8.2% | 17.6% | 37.3% | 32.4% | 12.7% |

(出所) 2010 年までは国勢調査、それ以降はシミュレーション結果

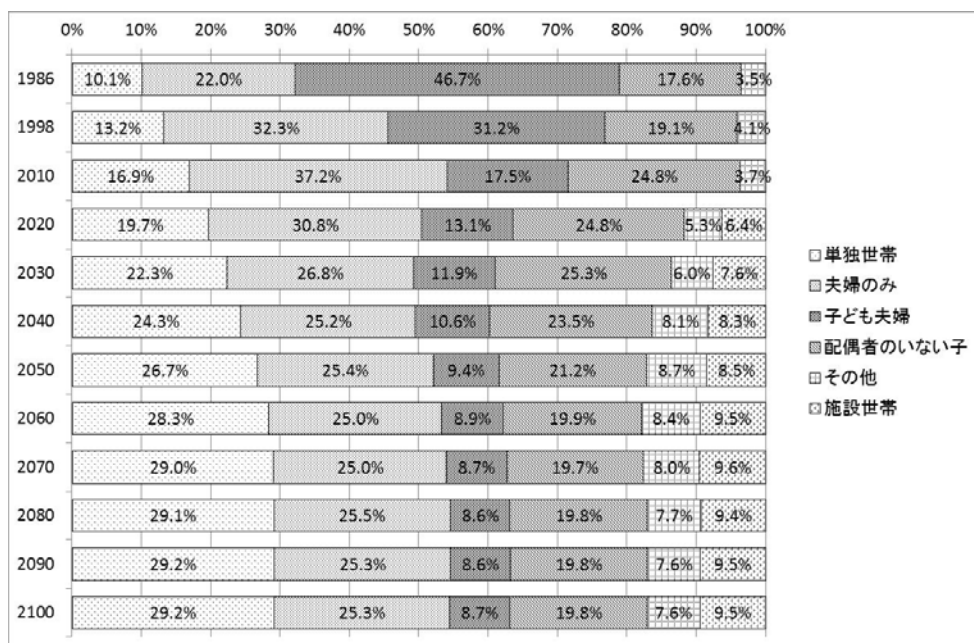
3.2. 高齢者の同居家族

図 3 は、高齢者の同居家族について、1986 年から 2010 年までの実績値と 2100 年までの将来見通しを示したものである。ここでは、国民生活基礎調査の定義に従い、高齢者の同居家族の形態により、単独世帯、夫婦のみの世帯、子ども夫婦と同居、配偶者のいない子と同居、その他の一般世帯、施設入所者¹⁵に区分した

¹⁵ 国民生活基礎調査では、施設入所者が調査対象外となっているため、2010 年までの実績値では、施設入所者を除外している。2010 年における施設入所者の割合は、5.5%と推計される。(INAHSIM により、筆者推計)

ものである。

図 3 家族形態別・高齢者数構成割合の推移と将来見通し



(出所) 2010年までは国民生活基礎調査、その後はシミュレーション結果

わが国では、かつて、公的年金などの社会保障制度が十分に発達していなかったことから、高齢者は子どもと同居し、老後の面倒を見てもらうことが一般的なライフスタイルであった。そのため、子どもと同居している高齢者が圧倒的な多数を占めており、1986年においても、高齢者の64.3%が子どもと同居していた。さらに、同居している子どもは、結婚していることが一般的であり、配偶者のいない子と同居している高齢者¹⁶はそれほど多くなかった。子ども夫婦との同居は46.7%、配偶者のいない子との同居は17.6%であり、子どもと同居している高齢者の7割強は子ども夫婦と同居していた。

しかしながら、核家族化の進行や年金制度を中心とした社会保障制度の充実などによって、子ども夫婦と同居している高齢者は徐々に減少し、2010年までには17.5%と30ポイント近く低下した。一般に、子どもが親元を離れるのは、結

¹⁶ 子ども夫婦と配偶者のいない子の両方と同居している高齢者は、子ども夫婦と同居に分類される。

婚して独立するケースが最も多い。社会保障制度の充実によって、経済的に親と同居する必要性が薄くなったことや価値観の変化によって、新婚夫婦の大半が独立した世帯を持つことを選択している。その結果、子ども夫婦と同居している高齢者は劇的に減少することとなった。

一方、配偶者のいない子と同居している高齢者は、2010年では24.8%と1986年と比べて7.2ポイント上昇しており、子ども夫婦と同居している高齢者の比率の低下と比べて対照的である。これは、晩婚化・非婚化によって、子どもが親元を離れるきっかけを失い、両親が高齢になるまで同居を続けるケースが多いからである。また、結婚しない子どもには、安定的な就業先が確保できず、収入が不安定な者も多く、両親と同居しないと生活が維持できないというケースも多い。いわゆるパラサイト・シングルである。このような家族形態は、子どもが老親の面倒を見るのではなく、老親が子どもを経済的に支えるという状況であり、将来に問題や不安を抱えたままの家族であろう。これは、高齢者に対する社会保障などが充実される一方、若年の雇用が十分に確保されていない現状を反映しているものと考えられる。

2010年以降、子ども夫婦と同居している高齢者の比率はさらに低下し、2020年までには最も少ない家族形態になるものと見込まれる。さらにその後も比率は引き続き低下し、2050年には9.4%と1割を下回る水準まで低下する。かつて、1980年頃までは、高齢者の過半を占めていた典型的な同居家族の形態であったことが想像できないような家族の変容が起こることになる。一方、配偶者のいない子との同居の比率が2030年頃までは上昇すると見込まれることから、子どもと同居している高齢者の比率がそれほど大きく低下するわけではない。しかしながら、この家族形態は、子どもが親から独立できないために結果として生じるものであり、子どもが老親に依存しているケースも多いことから、順送りの世代間扶養という社会の仕組みには合致していない。このような家族形態の比率の上昇が、将来の日本社会の不安定要因になることが懸念される。

子どもと同居している高齢者の比率が低下する一方、子どもと同居していない一人暮らしや夫婦のみの世帯の高齢者の比率は大きく上昇している。1986年から2010年にかけて、一人暮らしの高齢者は10.1%から16.9%へと6.8ポイン

ト、夫婦のみの世帯の高齢者は、22.0%から37.2%へと15.2ポイント上昇しており、とりわけ夫婦のみの世帯の高齢者の比率の上昇が著しい。これは、子どもが結婚して親元を離れた結果であるが、2010年時点では老夫婦がいずれも健在であるケースが多く、現時点では一人暮らしの高齢者の比率がそれほど高まっているわけではない。

しかしながら、今後はその状況が一変する。高齢者夫婦のみの世帯において、夫が亡くなり、妻だけが残されるケースが増加するからである。その状況がシミュレーション結果にはっきりと表れている。2030年頃までに急速に夫婦のみの世帯の高齢者の比率が低下する一方、一人暮らしの高齢者の比率が上昇し、2040年頃にはその比率が逆転すると見込まれる。その後、さらに一人暮らしの比率が高まるとともに、施設入所者の比率¹⁷も増加する。施設入所者には配偶者のいない高齢者が多く、実質的な一人暮らしの高齢者が相当なペースで増えることを意味している。21世紀後半には、一人暮らしの高齢者が3割、施設入所者は1割になると見込まれる。近年、一人暮らし高齢者の問題がクローズアップされているが、2010年では16.9%と21世紀後半の半分の水準にしか過ぎない。今後、高齢者数が増加するとともに、一人暮らしの割合も上昇することから、この一人暮らし高齢者の医療・介護や貧困などの問題は、将来、深刻な問題に発展する恐れがあることに、十分に留意する必要がある。

両親と同居している配偶者のいない子がすべてパラサイト・シングルというわけではないが、順送りの世代間扶養という社会の仕組みに合致しない存在であることは前述のとおりである。それでは、この老親と同居していた配偶者のいない子は、両親の死後どうなるのであろうか。

これらの子は、結婚せず、結果的に両親から独立しない人たちである。非正規雇用などにより収入が安定せず、経済的に両親に頼らざるを得ない者も多い。金子他（2012）は、生涯未婚率が今後さらに上昇し、将来世代では、女性の未婚率

¹⁷ 施設入所者は、性別・年齢別・配偶者の有無別・施設入所者の比率が、2005年の水準で一定と想定している。したがって、老人ホームなどの社会施設については、高齢者の増加に応じてその供給が増えるものと見込んでいることになる。

¹⁸は 20.1%まで上昇すると見込んでいる。さらに離婚後、経済的な理由などから親元に戻るケース¹⁹もかなり多く、経済的に両親に依存せざるを得ない者もかなりの比率の上ると考えられる。

2030年頃にピークを迎える高齢者と配偶者のいない子との同居は、老親の死亡によって解消されることになる。その結果、この子どもは一人暮らしとなるが、両親が死亡するころには本人が高齢者となるため、一人暮らし高齢者となる。さらに、これらの者は、老後の備えとしての蓄えも期待できず、公的年金も基礎年金のみというケースが少なくないと考えられる。さらに、その基礎年金も、納付猶予や免除などの適用を受けていたり、未納になっていたりすれば、その分減額されることになる。将来の貧困高齢者の予備軍である。

昨今の高齢者の一人暮らし（施設世帯を含む）は、夫を亡くした寡婦がその半数を占めているが、21世紀後半には、未婚の一人暮らしの高齢者が多くを占めると見込まれる。シミュレーション結果によれば、一人暮らしの高齢者の未婚者比率は2010年では14.3%であるが、2100年には46.7%に上昇し、死別者の割合は60.4%から31.6%に半減すると見込まれる。

3.3. 世帯の所得分布と所得格差

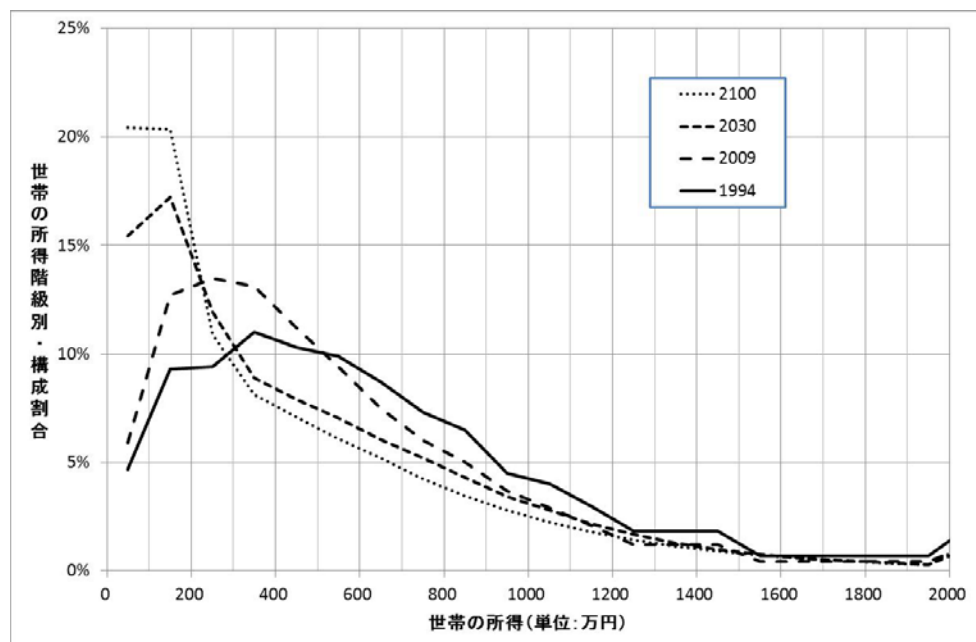
図4は、世帯の所得分布について、平均所得がピークであった1994年、直近の実績値である2009年、高齢化の深刻化が増す2030年及び最終的な状況である2100年の所得分布を比較したものである。このグラフは、100万円刻みで構成割合を算定し、折れ線グラフの形で表示したものである。1994年では、分布のピークが300万円台であったが、2009年では200万円台に、2030年では100万円台に、2100年には100万円未満が分布のピークになると見込まれる。200

¹⁸ 男性は再婚の比率が高いため、生涯未婚率は女性よりも高くなる。本シミュレーションでは、2010年出生コーホートの男性の生涯未婚率は28.3%、女性の未婚率は17.9%と推計される。

¹⁹ 本シミュレーションでは、男性は生活上の理由から、女性は経済的な理由から、一定割合の離別者が離婚後に親元に戻るとし、その確率を、それぞれ、43%、35%と想定している。

万円未満の低所得の世帯の比率が大幅に上昇する一方、1000万円以上の高所得の世帯の比率はそれほど低下しないと見込まれる。

図 4 世帯の所得分布の推移と将来見通し



このように、低所得層の比率が増加する一方、中高所得層の比率が低下していくが、とりわけ中所得層の比率の低下が著しい。かつて我が国では、1億総中流時代と言われたが、2030年頃までには、この中流層が非常に薄くなるものと見込まれる。高所得層の比率も若干低下することから、二極分化が進行するというよりは、中所得層が低所得層に移行していくと考えた方がよい。

それでは、低所得世帯は、今後どれくらい増加するであろうか。ここでは、世帯所得が最低生活費未満である世帯を低所得世帯と定義する。ただし、モデルの制約上、世帯所得は、世帯員全員の稼働所得に年金収入を加えたものとし、最低生活費は、平成24年度における2級地-1の生活扶助基準額のうち、第1類費（個人的経費）に第2類費（世帯共通的経費）を加えたものとし、冬季加算は含めていない。子どもを養育している世帯や母子世帯の加算額等も含めていない。これは、本モデルに児童手当等の社会保障給付金が含まれていないことと整合性を取るためである。また、この最低生活費は、賃金上昇率に応じて上昇するもの

とした。生活扶助基準額は、世帯人員や年齢など個々の世帯の状況によって異なり、本シミュレーションの低所得世帯の基準は、月額で、標準 3 人世帯（33 歳、29 歳、4 歳）145,770 円、高齢単身世帯（68 歳）72,370 円、高齢者夫婦世帯（68 歳、65 歳）109,440 円、母子世帯（30 歳、4 歳、2 歳）128,140 円となっている。

厚生労働省社会・援護局保護課（2010）は、平成 19 年国民生活基礎調査を基礎として、生活扶助基準未滿の低所得世帯数を推計している。この推計結果によると、フローの所得が生活扶助基準未滿である世帯は 597 万世帯であり、総世帯数 4802 万世帯に対して 12.4%であった。さらに、資産を考慮した場合には 229 万世帯（4.8%）であった。なお、生活保護の適用に当たっては、収入と保有する資産だけでなく、親族からの扶養、稼働能力の有無によって判定されるため、実際の被保護世帯数はこれよりも少なく、108 万世帯であった。

このように、低所得世帯と実際に生活に困窮して生活保護を受給している世帯との間には大きな乖離があり、低所得世帯が必ずしも貧困であるとは限らない。本モデルでは、資産の推計が組み込まれていないため、この低所得世帯の比率を貧困の一つの指標と考えるが、一般に、所得の低い世帯は貯蓄も少ない傾向があることから、これを貧困のトレンドと考えても大きな問題はないであろう。

本シミュレーションによると、この低所得世帯の比率²⁰は今後上昇し、2009 年に 12.6%であったものが、2030 年には 16.1%、2050 年には 19.0%と上昇し、その後は 19%台で推移するものと見込まれる。これは、高齢者世帯²¹の増加と公的年金額の実質的な削減が大きな要因である。高齢者世帯における低所得世帯の比率は、2009 年の 15.3%から 2050 年には 28.6%まで上昇すると見込まれる。全世帯の低所得世帯の比率との差をみると、2009 年が 2.8 ポイントであったことに対して、2050 年では 9.6 ポイントと大きく広がっており、高齢者世帯において貧困化が大きく進行していくことを示している。

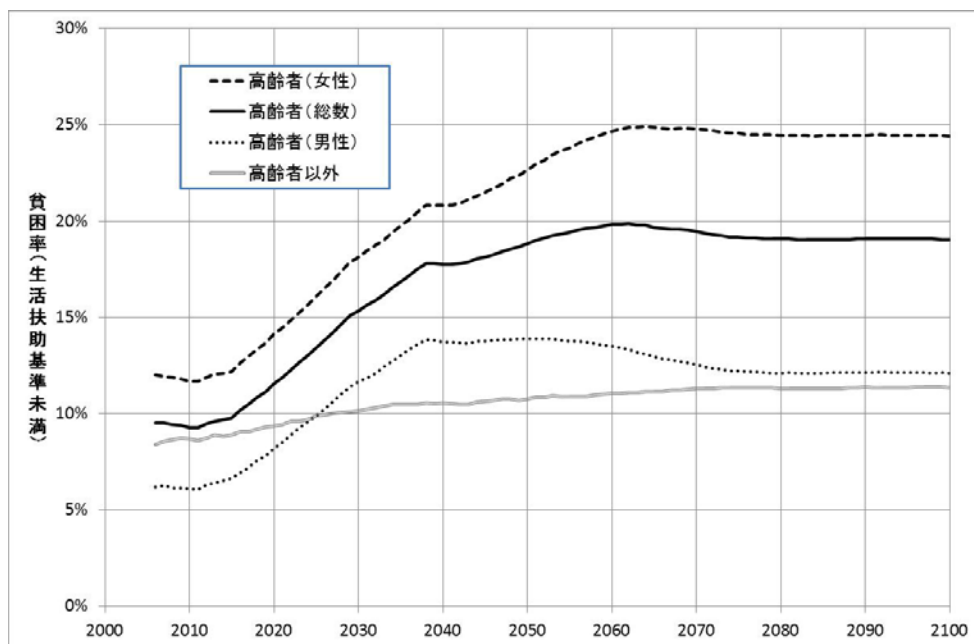
²⁰ 本シミュレーションと厚生労働省の推計値の定義は若干異なっており、貧困率の値は必ずしも一致しない。ただし、2006 年では、本シミュレーション 12.6%、厚生労働省の推計値 12.4%であり、0.2 ポイントの差にとどまっている。

²¹ 高齢者世帯とは、65 歳以上の者のみで構成されている世帯か、それに 18 歳未滿の者が加わった世帯をいう。

3.4. 高齢者の貧困率

前節では、低所得世帯数の比率の将来見通しをみたが、人数ベースではどうなるであろうか。本稿では、この低所得世帯の世帯員を「貧困」とし、その人口に対する比率を貧困率と定義する。低所得世帯には単独世帯が多いことから、人数ベースの貧困率は、低所得世帯数の比率よりも低くなる。図 5 は、高齢者の貧困率の将来見通しを性別に比較したものである。また、併せて、高齢者以外の者の貧困率の将来見通しも示した。

図 5 性別・高齢者の貧困率の将来見通し



高齢者の貧困率は、2009年の9.4%から2040年頃まで急速に上昇して17.8%となり、その後の上昇は緩やかとなるが、2060年までには19.8%と2割近くまで到達すると見込まれる。これに対して、高齢者以外の者の貧困率は、2009年では8.7%と高齢者の貧困率と大きな差はないが、その後の上昇は緩やかであり、2060年においても11.1%にとどまると見込まれる。すなわち、わが国では、今後貧困率は上昇していくが、そのほとんどが高齢者であることを示している。こ

これは、マクロ経済スライドなどによって、高齢者の年金水準が現役世代に対して相対的に大きく引き下げられること、一人暮らしの高齢者が増加することがその要因として考えられる。

さらに、高齢者の貧困率を男女別にみると、とりわけ高齢女性の貧困率は高く、その上昇も著しい。これは、女性の方が男性よりも年金水準が低いことや長生きであることから、一人暮らしの期間が長いことがその理由の一つと考えられる。2009年では、男性6.2%、女性11.8%と、男女差5.6ポイントにとどまっているが、2060年には男性13.5%、女性24.7%となり、その差は10ポイント以上に拡大する。

この男女の貧困率の格差は、男女の賃金格差の存在する中での結婚・離婚行動の変化を、現行の公的年金制度が想定していないことが、もう一つの理由として考えられる。戦後構築された現行の公的年金制度は、高度成長期に発展したこともあり、戦後の家族モデルを念頭にその仕組みが構築されているからである。すなわち、男女の役割分担として、男性が正社員として働き、女性は専業主婦として夫を支えることが基本にあり、公的年金制度もその家族モデルの下でうまく機能する仕組み²²となっている。専業主婦を対象とした第3号被保険者制度、寡婦には遺族年金が支給されることから、ほとんどの男女が結婚し、離婚²³が少ない戦後家族モデルの下では、ほとんどの高齢者の老後生活が保障される仕組みとなっている。

第3.1節で示したように、結婚・離婚行動が大きく変化したのは1980年以降であり、その世代はまだ高齢者になっていない。そのため、現時点までは、この公的年金制度がうまく機能しており、高齢者の貧困率は、高齢女性についても現役世代と比べてそれほど高くはない。しかしながら、今後は、これらの新世代が高齢者となることから、現行制度の下では、高齢女性を中心に貧困率が急上昇す

²² 所得代替率の基準となるモデル年金も、夫が第2号被保険者、妻が第3号被保険者を想定している。依然として、戦後家族モデルが基本となっていることの証左でもある。

²³ 離婚時に厚生年金給付を夫と分割する仕組みが2007年度から導入されたが、離婚する夫婦の婚姻期間は短いことが一般的であり、婚姻期間に対応する給付のみが分割されることから、離別女性の年金額の改善効果は小さい。なお、本シミュレーションでは、この仕組みを織り込んでいない。

ることが見込まれる。一般に、未婚と離別の女性の年金は低く、遺族年金が支給される死別の女性の年金は相対的に高い。2010年では、65歳以上の高齢女性の未婚・離別の割合は8.7%にとどまっているが、2030年には15.9%、2050年には27.3%に上昇すると見込まれ、さらに、これらの高齢女性は単身世帯になるリスクが特に高いことから、貧困率の上昇に大きく寄与することとなる。

さらに、マクロ経済スライド等によって、現役世代との比較で年金水準が大きく引き下げられることが、貧困率の上昇に拍車をかけることになる。高齢女性の配偶関係の変化や一人暮らしリスクの上昇は、これからが本番であり、戦後家族モデルを想定した公的年金制度の下では、高齢者の貧困化は避けられないと考えられる。

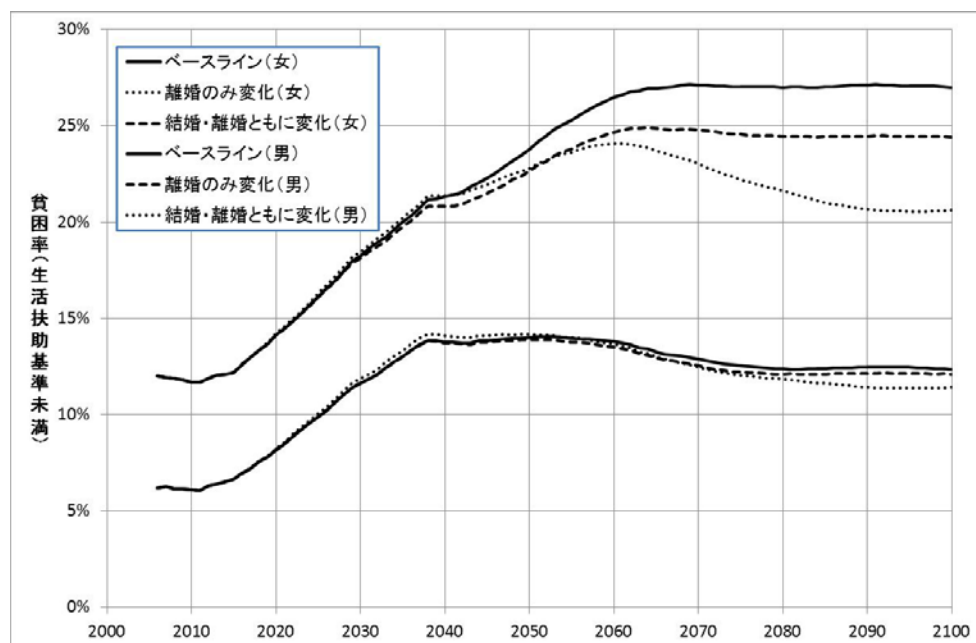
4. 結婚・離婚行動の変化の貧困率への影響の評価

戦後家族モデルでは、ほとんどの男女が結婚し、離婚は少なく、男性が正社員として働き、女性は専業主婦として夫を支えるというものであった。このモデルが、結婚・離婚行動の変化によって1980年代から急速に崩れ、その結果として、高齢女性の貧困率が急激に上昇することがシミュレーションによって明らかとなった。そこで、仮に結婚・離婚行動が1980年前の状況に回帰したら、高齢者の貧困率にどの程度の影響があるかについてシミュレーションを実施し、これらの行動変化が高齢者の貧困率に及ぼす影響の評価を試みた。具体的には、2015年から、初婚率については1.4倍に上昇、離婚率については0.3倍に低下すると想定して、高齢者の貧困率の将来見通しの比較を行っている。なお、この場合、2010年出生コーホート女性の平均初婚年齢は26.9歳、生涯未婚率は9.0%、夫婦の完結出生児数は1.88人となる。また、2100年の合計特殊出生率は1.65まで上昇する。

図6は、結婚・離婚行動が変化しないケース（ベースライン）、離婚行動のみ変化する場合（ケース1）、結婚・離婚行動ともに変化する場合（ケース2）の3つを比較したものである。2015年から結婚・離婚行動が変化するため、当分の間は高齢者の貧困率にはほとんど影響しない。また、これらの行

動変化は、高齢女性の貧困率に大きな影響があるが、高齢男性の貧困率にはほとんど影響しない。2100年における高齢女性の貧困率を比較すると、ベースラインでは27.0%であるが、ケース1では24.4%、ケース2では20.6%と見込まれる。すなわち、高齢女性の貧困率は、離婚行動の変化によって2.6ポイント、結婚行動の変化によって3.8ポイント貧困率が影響を受けることになる。

図 6 結婚・離婚行動が変化したときの貧困率の将来見通し



このように、現行の公的年金制度は、戦後の家族モデルを念頭に制度が仕組みられていることから、結婚・離婚行動がかつての行動に回帰すると仮定すると、超長期的にはかなりうまく機能することとなる。しかしながら、今後2040年くらいまでに高齢者となる女性については、すでに行動変化が起きており、その影響を除去するものではないことから、当分の間は貧困率の上昇は避けられないことに留意が必要である。

5. おわりに

わが国では、今後高齢者の貧困率が大きく上昇していくと見込まれるが、その

大きな要因の一つに高齢女性の未婚・離別者の比率の著しい上昇があることが明らかとなった。現在の公的年金制度は、戦後家族モデルを念頭に構築されているため、有配偶・死別の女性には手厚い給付が行われるが、未婚・離別の女性に対しては男性と同等の仕組みになっている。男女雇用機会均等法により、法的には様々な差別は解消されたが、実態として女性の賃金は低く、非正規雇用も多くなっているため、未婚・離別の女性の老後の年金額も低い水準にならざるを得ない。こうした状況下で、離婚率が上昇し、女性の生涯未婚率も大きく上昇すると見込まれる。その結果、現時点ではまだ顕在化していないが、近い将来、一人暮らしリスクの高い、低年金の未婚・離別の高齢女性の大幅な増加が見込まれるからである。

今後、女性の雇用対策を進め、仮にうまくいったとしても、高齢者の年金給付に効果が現れるのは二、三十年後である。女性の結婚・離婚行動がかつての状況に戻ることも考えにくい、仮に戻ったとしても、その効果が現れるのはやはり二、三十年後である。女性の結婚・離婚行動やあるべき家族モデルについては、様々な意見があるが、女性の雇用環境のさらなる改善については、異論は少ないであろう。ただし、女性の雇用環境の改善が図られたとしても、当分の間は、高齢者の貧困率の上昇が避けられないことに十分に留意する必要がある。さらに、基礎年金にも適用されるマクロ経済スライド等も、マイナスの影響が大きい²⁴と考えられる。

ダイナミック・マイクロシミュレーションモデルは、このような家族の変容や所得分布などを個票レベルでシミュレーションすることが可能なモデルであり、公的年金の十分性などを評価するツールとして極めて有用である。現行モデルは改良すべき点も多いが、公的年金制度の十分性に懸念があることは、十分に示すことができたと考えている。

足元までの状況をみると、現行の公的年金制度が非常にうまく機能していることは確かである。これは、現在の高齢者のほとんどが戦後家族モデルにあてはまるからであり、この前提条件が成り立たなくなった場合には、うまく機能する保

²⁴ たとえば、稲垣（2012b）は、マクロ経済スライド等の貧困率の影響を定量的に評価している。

証がないことをシミュレーション結果は示している。近い将来、高齢者の家族の変容と貧困化に直面することは避けられないであろう。本稿で示した問題は、公的年金制度改革のみで対応できるものではなく、ライフスタイルや家族の多様化を念頭に、生活保護制度なども含めた税・社会保障制度全体の体系の再構築が必要であると考え。たとえば、高齢者に対するナショナルミニマムの仕組みを導入すること²⁵によって、すべての高齢者に対する貧困リスクを軽減した上で、有配偶あるいは死別の女性に過度に配慮した公的年金の仕組みを見直すことも一法ではないだろうか。

参考文献

- 稲垣誠一（2007）『日本の将来社会・人口構造分析—マイクロ・シミュレーションモデル（INAHSIM）による推計』財団法人日本統計協会。
- 稲垣誠一・金子能宏（2008）「マイクロ・シミュレーションモデル（INAHSIM）による所得分布の将来推計」厚生労働科学研究費（政策科学総合研究事業）『所得・資産・消費と社会保障・税の関係に着目した社会保障の給付と負担の在り方に関する研究：平成19年度総括・分担報告書』, pp.383 - 410.
- 稲垣誠一（2010）「日本のマイクロシミュレーションモデル INAHSIM の概要」一橋大学経済研究所世代間問題研究機構ディスカッションペーパー468号。
- 稲垣誠一（2012a）「1950年代生まれの所得格差と就業行動—ねんきん定期便の加入履歴等に関するインターネット調査の概要と分析—」『日本統計学会誌』第41巻第2号, pp.285-317.
- 稲垣誠一（2012b）「ダイナミック・マイクロシミュレーションモデルによる年金制度改革の貧困リスク改善効果分析—年金制度改革に関する政府案の評価と新しい改革案の提案—」一橋大学経済研究所世代間問題研究機構ディスカッションペーパー550号。
- 小笠原泰・渡辺智之（2012）『2050老人大国の現実』東洋経済新報社。

²⁵ たとえば、小笠原・渡辺（2012）も同様の指摘をしている。

金子隆一・石川晃・石井太・岩澤美帆・佐々井司・三田房美・守泉理恵・別府志海・鎌田健司（2012）「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」『人口問題研究』第 68 巻第 1 号，pp.90～127.

厚生労働省社会・援護局保護課（2010）「生活保護基準未満の低所得世帯数の推計について」第 8 回ナショナルミニマム研究会（平成 22 年 4 月 9 日）資料 3-1，<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000005o1m-img/2r98520000005oof.pdf>（アクセス日：平成 25 年 2 月 14 日）

厚生労働省年金局数理課（2010）『平成 21 年財政検証結果レポートー「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」（詳細版）ー』厚生労働省年金局数理課.

国立社会保障・人口問題研究所（2012）『人口統計資料集 2012』人口問題研究資料第 325 号，国立社会保障人口問題研究所.

付録 A：人口動態事象

| イベント | 遷移確率の内容 | 要約指標または確率 (2005, 2030, 2050 及び 2100 年) | 基礎統計 |
|--------|------------------------|---|--------------------|
| 結婚 | 性別・初再婚別・年齢別・就業状態別結婚確率 | 粗婚姻率（人口千対）： 5.4, 4.8, 4.1, 4.2 | 2005 年 人口動態統計 |
| | 結婚時の両親との同居確率 | 新郎の両親との同居：0.2 神父の両親との同居：0.05 | 2001 年 国民生活基礎調査 |
| 出生 | 母親の年齢別・出生順位別・有配偶出生率 | 合計特殊出生率： 1.29, 1.20, 1.21, 1.19 | 2005 年 人口動態統計 |
| 死亡 | 性別・年齢別・死亡率 | 平均寿命： 男：78.53, 81.88, 83.37, 83.37 女：85.49, 88.66, 90.07, 90.07 | 日本の将来推計人口 (注 1) |
| 離婚 | 妻の年齢別・親権の必要な子の有無別・離婚確率 | 粗離婚率（人口千対） 1.87, 1.49, 1.32, 1.30 | 2005 年 人口動態統計 |
| | 離婚時において、両親の世帯に戻る確率 | 夫：0.43； 妻：0.35 | 2001 年 国民生活基礎調査 |
| | 性別・親権を有する確率 | 夫：0.2； 妻：0.8 | 2005 年 人口動態統計 |
| 国際人口移動 | 性別・年齢別・外国人の移民件数（ネット） | 人口千人当たりの移民件数： 0.30, 0.44, 0.56, 1.28 | 日本の将来推計人口 (注 1) |

(注 1) 国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成 18 年 12 月推計）』

付録 B：人口動態事象以外のライフイベント

| イベント | 遷移確率の内容 | 推計方法・備考 | 主な基礎統計 |
|-----------|----------------------------|---|------------------------------|
| 介護状態の遷移 | 性別・年齢別・要介護度の遷移確率 | 性別・年齢別・要介護度の構成割合が変化しないように遷移確率を推定 | 2010年介護給付費実態調査(厚生労働省) |
| 就業状態の遷移 | 性別・年齢別・配偶関係別・就業状態の遷移確率 | 女性に関しては、第1子の出産、両親との同居の有無、結婚の有無によりコントロール | 平成21年財政検証結果(厚生労働省年金局数理課2010) |
| 稼働所得の決定 | 性別・年齢別・就業状態別・稼働所得分布 | 所得分布が対数正規分布に従うとしてパラメータを推定 | 2004年国民生活基礎調査 |
| 公的年金の新規裁定 | 性別・35歳時の年金加入種別別・新規裁定年金額の分布 | ねんきん定期便の加入履歴等に関するインターネット調査に基づいて推定 | 稲垣(2012a) |
| 若年者の離家 | 性別・年齢別・就業状態別・離家(親元に戻る)確率 | 両親と同居している未婚者の未婚者総数に対する割合が変化しないように推定 | 2001年国民生活基礎調査 |
| 老親と親との同居 | 老親の性別・配偶者の有無別・年齢別・事同居確率 | 子と同居している高齢者の高齢者総数に対する割合が変化しないように推定 | 2001年国民生活基礎調査 |
| 施設入所 | 性別・年齢別・配偶者の有無別・施設への入所確率 | 施設に入所している高齢者の高齢者総数に対する割合が変化しないように推定 | 2005年国勢調査 |